

国土ニュース

第255号 令和6年1月5日

発行：株式会社国土工営（認定経営革新等支援機関）

〒162-0814 東京都新宿区新小川町6-36 S&Sビル2階

TEL：03-5227-3601 FAX：03-5227-3604

<https://www.kokudokoue.co.jp>

編集責任者：上甲 寛

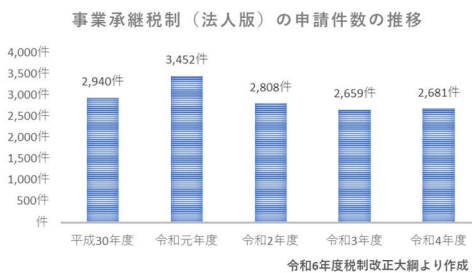
特例承継計画申請期限2年延長へ

先月の国土ニュースでもお伝えしましたが、令和5年12月14日（木）に公表された「令和6年度税制改正大綱」において、事業承継税制・特例承継計画の提出期限が2年延長されることがわかりました。

具体的には、法人版・個人版共に、現行の提出期限が令和6年3月31日から2年延長され、令和8年3月31日までとなります。（下記表参照：令和6年度税制改正大綱より作成）

	改正前	改正後
特例承継計画の提出の提出期限 （法人版・個人版共に）	令和6年3月31日	令和8年3月31日
法人版事業承継税制における特例の適用期限	令和9年12月31日	変わらず
個人版事業承継税制	令和10年12月31日	変わらず

法人版の特例承継計画の申請件数は、特例がスタートした平成30年度から令和4年度まで、令和元年度を除き一貫して3千件弱で推移しています。



特例承継計画提出期限の延長の理由については、税制大綱の中の「要望の妥当性」について「コロ

ナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の具体的な検討が遅れている」との記載がありますが、申請件数の推移（上記図表参照）をみると、実はコロナの影響をほとんど受けていません。

令和5年度については、数字が未だ発表されていませんが、昨年申請期限まで残り一年を切る状況のため、いわゆる「駆け込みのとりあえず出し」件数が相当数増加しているものと思われます。

但し、注意いただきたいのは、今回の延長は、特例の適用を受けられる「権利」を取得するための特例承継計画の提出期限の延長であり、特例の適用が出来る期限については、法人版・個人版共に、延長の予定は一貫してありません。そのため、特例承継計画の提出が未だされていない方は勿論、既に特例承継計画をされた方も、残

り4年弱の間に、非上場株式の承継について進めていく必要があります。

しかしながら、この2年という中途半端な延長は一体どうということなのでしょうか。推測するに、延長の検討をする際、経済産業省が主張する3年と、財務省が主張する1年で折り合いがつかず、かといって他に溝を埋めるための合理的な理由もないので、間をとって2年で手打ちにしたのだと思いますが、この全く国民目線でない、ただ単に両省庁間の面子だけで決定するというのは如何なものかと思います。

史上最高額

令和5年12月10日（日）、米国メジャーリーグのロサンゼルス・エンゼルスからフリーエージェントとなっていた大谷翔平選手が、同じロサンゼルスに本拠地を構えるナショナルリーグのドジャースと契約する旨、自身のインスタグラムで発表されました。

大谷選手の代理人事務所によると、契約期間は10年で、総額7億ドル、日本円で約1015億円ということで、これはプロスポーツ史上の最高額での契約になるとしています。

上記の金額は10年総額ですから、1年あたりの平均年俸は7000万ドル（約101億5000万円）となります。この額を2023年シーズン開幕時のいくつかのチーム26人のロースター（チームの公式戦に出場できる資格を持つ選手登録枠）の年俸総額と比較してみると、アメリカンリーグ東地区で99勝を挙げ、最後まで優勝争いをしていたタンパベイ・レイズが7310万ドル（約105億9950万円）、同地区で101勝を挙げ優勝（藤浪晋太郎がシーズン中にトレードされ加入したことで注目を浴びた）ボルチモア・オリオールズに至っては6080万ドル（約88億1600万円）でしたので、オリオールズのチーム全体のサラリーを大谷一人で1000万ドル（約14億5000万円）近く上回っていることとなります。

このように年俸総額も異例の額ですが、大谷選手が受け取る年俸の支払い方法についても異例の内容となっていることが判明しています。今回契約した総年俸7億ドルのうち、6億8000万ドル（総年俸に占める後払い額約97%）は後払いとなります。

このような極端ともいえる契約になった（した）理由の一つは「ぜいたく税」の存在です。ぜいたく税とは、メジャーリーグで毎年設定されている総年俸上限額（2024年は2億3700万ドル）を超えた場合、1年目なら超過分の20%、2年連続なら超過分の30%、3年以上連続なら超過分の50%を課税されるというものです。

MLBは先月、2023年シーズンのぜいたく税を確定させました。2023年の課税ラインは2億3300万ドルでしたが、超過数、課税総額も過去最高で、課税総額は2億980万ドル（約299億円）に達しました。

超過した球団は、メジャー全30球団のうち8つ（ニューヨーク・メッツ、サンディエゴ・パドレス、ニューヨーク・ヤンキース、ロサンゼルス・ドジャース、フィラデルフィア・フィリーズ、トロント・ブルージェイズ、

アトランタ・ブレーブス、テキサス・レンジャース) でした。

一位のメッツの支払額は過去最高の1億78万1932ドル(約143億円)、ドジャースは全体の4番目で1940万ドル(約27億6200万円)となっていました。

MLBのぜいたく税は、全米4大スポーツ(NFL、NBA、MLB、NHL)のうちMLB以外が採用しているサラリーキャップ制度(各プロスポーツチームが、所属する選手に支払う年俸総額、あるいはチームの総予算を、毎年リーグ全体の収入に基づいて上限金額を調整し、規定する制度)程厳密なものではありませんが、幾ら金満の球団でも、高額な年俸の他にぜいたく税を支払うことによる財政的な負担が大きいため、極力抑えていきたいというのが本音です。

仮に大谷が契約総額の一年平均7000万ドルを受け取った場合、来年のドジャースのチーム総年俸の3割近くを占めてしまい、他の有力選手の獲得や維持が困難になります。一説には、昨年まで大谷選手が所属していたエンゼルスには、12年総額4億2650万ドル(約469億円)のマイク・トラウト(2023年ワールド・ベースボール・クラシックの米国代表キャプテン)がいるだけでなく、平均年俸がメジャー3位タイのアンソニー・レンドンも7年総額2億4500万ドル(約270億円)の長期大型契約を結んでいるため、大谷選手と更なる高額年俸で契約するとチームの予算枠が極端に圧迫され、ぜいたく税の支払いを余儀なくされることとなります。エンゼルスはドジャース程、経営規模が大きくなり、仮にぜいたく税を支払うと経営が傾く懸念があったため、ドジャースに対抗するための条件を提示することが出来なかったともいわれています。

ちなみに、1000億円以上の年俸に対し、一体いくら税金が掛かるのでしょうか。スポーツ選手の税金に詳しい、大手税理士会社「PKF オコーナー・デービス」社のディレクターのロバート・パイオラ氏によるX(旧ツイッター)への投稿によると、「連邦政府への税金が37%、カリフォルニア州の州税が13.3%、米国の公共医療保険制度のメディケアに2.35%、そして、州の傷害保険に1.1%」という内訳になっており、約53.75%が税金になるとのことです。半分以上税金というのは、相当に厳しいですね。

カリフォルニア州は、税率が特に高く、且つ、カリフォルニア州に住んでいる限り、節税策はほぼないようです。しかも今回、大谷選手の年俸後払い契約分については無利子ということです。MLBでも年俸の後払いは珍しくない様ですが、極端な配分の後払いと、無利子というのはほとんど前例がない様です(通常は利息をつけて受け取ります)。現在の米国の長期国債の金利は4%なので、これを20年後まで運用した場合の割り戻した現在価値は、半分近くになってしまいます。

つまり、ドジャースの負担は、現在の契約金の額面の約半分で済むということになります。大谷選手としては、今後の二刀流の価値を高めるため史上最高額で契約をする必要があり(メジャーリーグの選手の価値は年俸に比例すると言われている)、且つ、自分自身チャンピオンに

なるため、年俸を抑制することで、有力選手獲得のための予算枠を空けるという「二律背反」の難問を解決するためのウルトラCとしてこのような提案したといえます。

その後、NPBで3年連続MVPを獲得した

オリックスバファローズの山本由伸選手の獲得(ニューヨークの二球団との熾烈な獲得競争)が出来たのも、大谷選手のこのような契約が生きています。

さて、大谷選手は昨年痛めた肘の影響で、今年は打者に専念します。昨年は二刀流でHR王に輝きました。今年は打者大谷としてどこまで数字を伸ばすのでしょうか? また、HR時のパフォーマンスは昨年同様に兎なんでしょうか? 今から楽しみですね。

最後に、令和6年1月1日、石川県の能登地方を中心として大きな地震が発生しました。まだ情報が少なく、全容が把握出来ていない状況ではありますが、日ごとに被害者が増え、また、間接的に地震が影響した事故(羽田空港におけるJAL機と海保機の衝突)も発生しました。

コロナ禍が収まりつつある中で、再びの大規模自然災害が何とも悔しく、悲しい出来事だと思います。被災地の一日も早い復興を祈念いたします。



トリニテシステム業務提携先 (令和6年1月現在)

東京税理士協同組合
東京地方税理士協同組合
千葉県税理士協同組合
埼玉県税理士協同組合
名古屋税理士協同組合
東海税理士協同組合
京都税理士協同組合
滋賀県税理士協同組合
大阪・奈良税理士協同組合
神戸税理士協同組合
阪神三税協(伊丹・尼崎・西宮)



国土工営では

- ①土地資産家のお客様の相続対策・納税対策
- ②保有資産の収益力向上・資産の組換えなど資産強化策
- ③自社株評価補助・事業承継税制の活用等法人対策
- ④中小企業のM&A、事業再生

などを手がけております。各分野の専門家が調査・実務を担当いたしますので、お気軽にご相談ください。

本 社：03-5227-3601
横浜支店：045-651-2841
名古屋支店：052-588-2322
関西支店：075-212-2801
大阪事務所：06-6676-7330